

# 令和6年度 社会福祉法人東近江市社会福祉協議会職員採用試験案内（令和7年4月1日付け採用）

## 1 職種、職員区分、試験区分及び採用予定人員

職種	職員区分	試験区分	採用予定人員
ア 介護支援専門員又は主任介護支援専門員	正規職員	—	2人程度
イ 事務職（社会福祉士又は障害相談支援専門員）	正規職員	—	2人程度

## 2 受験資格

(1) 年齢条件：昭和40年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者

ア 介護支援専門員又は主任介護支援専門員

介護支援専門員の資格を現に有し5年以上経験がある者又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に規定する主任介護支援専門員研修修了者若しくは令和7年3月31日までに同研修を修了見込みの者

イ 事務職（社会福祉士又は障害相談支援専門員）

社会福祉士の資格を現に有する者又は相談支援従事者初任者研修修了者若しくは令和7年3月31日までにいずれかの資格及び研修を取得（修了）見込みの者

(2) 普通自動車第一種免許（AT限定を含む。）を現に有するか、同免許を令和7年3月31日までに取得見込みであること。（全職種共通。業務に必須のため。）

(3) 受験資格（1）定める卒業（修了）見込み又は資格免許取得見込みで受験し合格した者が卒業（修了）又は当該免許を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

(4) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破棄することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 採用、勤務地及び勤務内容

(1) 採用時期 令和7年4月1日（ただし、採用の日から6箇月間を試用期間とします。）

なお、受験資格がないこと又は申込書に虚偽の記載があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

(2) 勤務地 本会が事業を実施する以下のいずれか（東近江市今崎町21番地1）

総務課・地域福祉課・相談支援課・在宅福祉課

※ただし、介護支援専門員又は主任介護支援専門員は相談支援課（八日市地域包括支援センター）、障害相談支援専門員は同課（特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所）が勤務地となります。

(3) 業務内容

ア 法人の総務、経理等の事務

イ 地域福祉活動の企画、実施

ウ 日常生活自立支援事業及び高齢者、障がい者、生活困窮者等の相談援助、八日市地域包括支援センター業務、特定相談支援業務及び障害児相談支援業務

エ 在宅福祉（介護）事業管理事務

## 4 勤務条件、給与等

(1) 就業時間等

①就業時間は週40時間で、1箇月単位の変形労働時間制を採用しています。

②週休2日制 年間休日（祝日含む。）122日（令和5年度実績）

③年次有給休暇は20日あり、2年目以降は繰越により最高40日付与されます。

また、試用期間経過後は夏季休暇等の特別休暇があります。

(2) 給与等

給与は、給料、賞与（期末・勤勉手当）、地域手当、その他本会給与規程等により該当者には通勤手当、扶養手当及び住居手当等が支給されます。

(参考) 令和7年4月1日採用の初任給月額（地域手当含む。）の見込みは次のとおりです。

○大学新卒者の場合 202,086円程度

○短大新卒者の場合 181,383円程度

○高校新卒者の場合 171,598円程度

なお、経験等がある場合は、その内容、期間等に応じた加算があります。

原則として、年1回昇給を行います。（昇給日に満55歳を超える場合、昇給はありません。）

(3) 賞与（期末・勤勉手当） 年4.5箇月（本会給与規程による。）

ただし、1年目の賞与は2.925箇月分（4月1日採用）

(4) 社会保険等

健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険等に加入します。

(5) 退職金制度

あり（全国社会福祉団体職員退職手当積立基金加入）

(6) 定年

満60歳到達日以降における最初の3月31日（再雇用制度あり）

5 試験の方法及び日時、場所

(1) 第1次試験

① 日時 令和7年1月12日（日）午前9時00分から（午後11時40分終了予定）

② 場所 東近江市社会福祉協議会本所（東近江市今崎町21番地1）  
（東近江市福祉センターハートピア内）

③ 方法 職務基礎力試験、職務適応性検査、作文  
（職務基礎力試験分野）

論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題です。

※第1次試験の結果及び第2次試験の案内は、第1次試験終了後に文書にて通知します。

(2) 第2次試験

① 日時 令和7年1月30日（木）

② 場所 東近江市社会福祉協議会本所（東近江市今崎町21番地1）  
（東近江市福祉センターハートピア内）

③ 方法 個人面接、集団面接（※応募状況により集団面接を行わない場合があります。）

6 最終合格発表

発表は令和7年2月上旬頃を予定していますが、詳しくは第2次試験当日に連絡します。

7 受験手続及び受付期間

(1) 必要書類等

① 受験申込時に必要な書類等

申込書様式は、東近江市社会福祉協議会総務課に請求するか、東近江市社会福祉協議会ホームページ(<http://www.higashiomi-shakyo.or.jp/>)からダウンロードしてください。

申込書様式を郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱記し、返信用封筒（角2サイズ）に140円分の切手を貼り、宛名を明記し、同封してください。

なお、返信用封筒が同封されていない場合や所定の切手が貼付されていない場合には、申込書様式の返送を行いません。

- ② 申込書様式に必要事項を記入し、大学等（最終学歴）を卒業したことが証明できるもの（卒業証書等）、免許、資格証及び自動車普通免許証等のコピー（見込みの場合はそれに代わるもの）を添付の上、東近江市社会福祉協議会総務課まで提出してください。（「受験票」部分を切り離さずに提出してください。）

申込書を郵送で提出する場合は、封筒の表に「採用試験受験」と朱記し、返信用封筒（長3サイズ）に110円分の切手を貼り、宛名を明記し、同封してください。

なお、返信用封筒が同封されていない場合や所定の切手が貼付されていない場合には、受験票の返送を行いません。

- ③ 受付期間は、土日祝日等を除く就業時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）です。郵送による場合は、書留等確実な方法としてください。

申込の受付は、令和6年12月26日（木）午後5時15分「必着」

## 8 その他

- (1) 試験会場は事前に確認してください。
- (2) 受験票を持参しないと受験できません。
- (3) 第1次試験受付時に受験票をご提出ください。
- (4) 試験当日の受付は、午前8時30分から午前8時50分までです。試験開始後は受付できません。
- (5) 筆記具（HB程度の鉛筆・消しゴム等）を持参してください。貸し出しはありません。
- (6) 障がい特性のため、受験に当たって配慮を必要とする場合は、必ず申込時に東近江市社会福祉協議会総務課まで申し出てください。
- (7) 自然災害等による試験日程の変更及びその他の緊急連絡は、東近江市社会福祉協議会ホームページに掲載するため、必ず確認してください。
- (8) 申込書及び提出書類に記載された個人情報、採用選考及び合否結果の送付目的以外に使用いたしません。

## 【お問い合わせ先】

社会福祉法人東近江市社会福祉協議会 総務課 担当 みお三輪・あおき青木・てらむら寺村

〒527-0016 東近江市今崎町21番地1

電話 0748-20-0502

I P 050-5802-9070

FAX 0748-20-0543